

料金表(要支援1～2・事業対象者の方:月額)

令和6年6月改正

介護度	基本単位(月)	サービス提供体制加算(I)	食費
要支援1 事業対象者	1,798単位	88単位	590円
要支援2 事業対象者	3,621単位	176単位	

※料金の負担の割合については1割から3割と個人で異なりますので、負担割合証にてご確認をお願いいたします。

基本単位	月額の基本料金(送迎・入浴含む)
口腔機能向上加算	口腔、食事、咀嚼、嚥下機能状態の把握、改善。独自のプランを作成、実施します。 150単位(月)
科学的介護推進体制加算	厚生労働省への情報提供。情報の活用やプランの見直しの実施します。 40単位(月)
サービス提供体制強化加算(I)	介護福祉士の資格を持った職員が70%以上、または勤続年数10年以上の職員が25%以上
同一建物送迎減算	ケアハウス(3階)ご入居の方 要支援1：376単位 要支援2：752単位 差し引かれます。
送迎減算	事業所が送迎を行わない場合 片道47単差し引かれます。
介護職員等処遇改善加算(I)	基本単価と加算・減算単価を1か月間の利用回数で掛け、その値に国で定められた加算率(9.2%)を掛けた値。
*1単位当たりの単価	人件費の地域差を勘案するため、1単位あたりの単価設定を国が調整しています。太田市に事業所を置くデイサービスについては、「1単位＝10.14円」で計算することとなっています。